○国立大学法人埼玉大学ダイバーシティ推進センター規程

令和4年3月17日 規 則 第 37 号

改正 令和 5. 6.29 5 規則 18 令和 6. 2.15 5 規則 48

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第8条の3第2項の規定に基づき、 ダイバーシティ推進センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項 を定める。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人埼玉大学(以下「本学」という。)の構成員が有する多様な個性及び価値観を尊重し、その多様性を最大限に活かした教育研究を推進するとともに、それらの成果の社会還元を図ることにより、地域の中核拠点として地域全体のダイバーシティ推進を牽引することを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。
 - (1) ダイバーシティ環境の推進方法の企画立案及び実施に関すること。
 - (2) ダイバーシティ環境の現状分析、評価及び公表に関すること。
 - (3) ダイバーシティ環境の推進のために必要な啓発活動に関すること。
 - (4) 次世代育成支援行動計画及び女性活躍推進行動計画に関すること。
 - (5) ダイバーシティに係る教育・研究支援策の企画立案及び実施に関すること。
 - (6) ダイバーシティ推進に係る地域連携に関すること。
 - (7) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第4条 センターは、次の教職員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) センターの教育・研究担当を命ぜられた教員(以下「担当教員」という。)
 - (3) 兼任教員
 - (4) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

- 第5条 センター長は、本学の専任教員のうちから、学長が委嘱する。
- 2 センター長は、センターを統括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が 生じた場合の後任者のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(担当教員)

第6条 担当教員の採用、昇任等に関しては、別に定める。

(兼任教員)

- 第7条 兼任教員は、本学の専任の教員のうちから、センター長の推薦に基づき、 学長が委嘱する。
- 2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後 任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター運営会議)

- 第8条 センターに、センターの業務及び運営に関する事項を審議するため、ダイ バーシティ推進センター運営会議(以下「センター運営会議」という。)を置く。
- 2 センター運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(推進員会議)

- 第9条 センター運営会議の下に、関係部局と連携し、センターの業務をより効果 的かつ効率的に展開するため、ダイバーシティ推進センター推進員会議(以下「推 進員会議」という。)を置く。
- 2 推進員会議は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 担当教員
 - (3) ダイバーシティ推進員(以下「推進員」という。)
- 3 推進員は、本学の教職員のうちから、学長が任命する。
- 4 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長は、推進員会議を招集し、その議長となる。ただし、センター長に 事故あるときは、センター長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(事務)

第10条 センターの事務は、研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進 課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱する第4条第3号に規定する兼任教員の任期については、第7条第2項本文の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 次に掲げる規則等は、廃止する。
 - (1) 国立大学法人埼玉大学ダイバーシティ推進室規則(平成21年規則第35号)
 - (2) 国立大学法人埼玉大学ダイバーシティ推進室ダイバーシティ推進オフィス要

項 (平成29年10月11日男女共同参画室長裁定)

4 この規程施行の際、その前日において、前項第1号の規定による廃止前の国立 大学法人埼玉大学ダイバーシティ推進室規則第4条第1項第2号の規定により現 に指名されている室員に対し委嘱する推進員の任期は、第9条第4項本文の規定 にかかわらず、当該室員の残任期間とする。

附 則 (令和 5. 6.29 5規則18)

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱するセンター長の任期は、第5条第3項本文の規 定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則 (令和6.2.15 5規則48)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。